

**飯山総合学習センター
指定管理者制度適用実施方針**

令和5年9月
一丸 亀 市一

飯山総合学習センター指定管理者制度適用実施方針

丸亀市は、地方自治法第244条の2第3項の規定により、飯山総合学習センターの管理運営を引き続き指定管理者に委ねることとしました。本実施方針は、指定管理者の選定を行うにあたり、指定管理業務の実施に関する方針として定めるものです。

1. 施設の概要

(1) 施設の名称

飯山総合学習センター

(2) 施設の所在地

丸亀市飯山町西坂元547番地1

(3) 施設概要

①構 造 鉄筋コンクリート造 2階建

②敷地面積 7,899.61 m²

③建築面積 2,369.04 m² (延面積 2,766.56 m²)

④開館日 平成17年1月16日

(5) 施設内容

1階：事務室(35 m²)、集会室(84 m²)、遊戯室(95 m²)、倉庫(20 m²)、児童施設ホール(34 m²)、遊戯室(97 m²)、図書館(1,245 m²)

2階：研修室1(70 m²)・研修室2(87 m²)、和室21畳(76 m²)、調理実習室(70 m²)、男子更衣室(15 m²)、女子更衣室(15 m²)、倉庫(32 m²)

その他：屋外トイレ(38 m²)、受水槽ポンプ室(3 m²)、駐輪場(78 m²、65台)

(4) 施設の設置目的

丸亀市は、市民の生涯学習を総合的かつ効果的に推進することを目的に、飯山総合学習センターを設置しています。

(5) その他

飯山総合学習センターは、丸亀市立飯山図書館との複合施設になっていますが、指定管理者に管理の代行をお願いするのは、丸亀市立飯山図書館を除く飯山総合学習センター部分です。

2. 指定の期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間の予定です。

3. 指定管理者の業務の範囲

指定管理者には、以下の業務を行っていただく予定です。なお、詳細については、募集要項にて公表します。

(5)個人情報の保護

- ア 施設の管理運営に従事している者は、業務上知り得た個人情報を他に漏らしたり、不当な目的に使用したりしてはなりません。指定期間終了後、指定管理の取消後、その職を退いた後も同様です。
- イ 個人情報については、個人情報の保護に関する法律、丸亀市個人情報保護法施行条例及び同施行細則を遵守し、指定管理者において規定等を作成し適正な管理を行うなど、漏えい、滅失及びき損等がないよう必要な対策を講じること。
個人情報の漏えい等の行為には、個人情報の保護に関する法律に規定されている罰則が適用される場合があります。

(6)守秘義務の遵守

- ア 施設の管理運営に従事している者は、業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはなりません。指定期間終了後、指定管理の取消後、その職を退いた後も同様です。
- イ 秘密に関する情報については、規定を定めて適正に管理を行い、必要な措置を講じること。

(7)情報公開

指定管理者が施設の管理を行うにあたり保有する情報の開示及び提供については、教育委員会の指示に従い必要な措置を講じなければなりません。

(8)監査

指定管理者の行う公の施設の管理業務に係る出納その他の事務の執行については、監査委員（地方自治法第199条第7項）、又は外部監査人（地方自治法第252条の42第1項、丸亀市個別外部監査契約に基づく監査に関する条例第2条第4項第5号）による監査を行う場合があります。

※その他の管理の基準については、募集要項にて公表します。

5. 利用料金制

利用料金制度を導入し、施設の利用料は、指定管理者の収入とする予定です。

また、利用料金は、丸亀市飯山総合学習センター条例第8条に定める使用料の額の範囲内において、あらかじめ教育委員会の承認を得て指定管理者が定めます。

6. 指定管理料

指定管理者は、施設の管理業務に係る費用を、指定管理料と利用料金収入、その他の収入で賄っていただく予定です。なお、指定管理料の上限額は、募集要項で公表します。

7. 指定管理者とのリスク分担等

別紙「リスク分担表」のとおりとする予定です。なお、別紙で定める事項に疑義がある場合又は定めのないリスクが生じた場合は、教育委員会と指定管理者が協議のうえリ

- (1) 使用の許可等に関する業務
- (2) 施設、設備及び器具等の維持管理に関する業務
- (3) 利用料金の徴収等に関する業務
- (4) 施設の設置目的を達成するために必要な業務
- (5) 施設の利用者の利便性を向上させるために必要な業務
- (6) 自主事業の実施
- (7) 引継ぎ業務
- (8) 事業報告書等の提出
- (9) 市及び教育委員会への協力業務
- (10) その他市長及び教育委員会が必要と認める業務

4. 管理の基準

(1) 休館日

ア 月曜日

イ 国民の祝日に関する法律に規定する休日。ただし、その日が日曜日に当たるときは、開館するものとする。

ウ 12月29日から翌年1月3日までの日

※指定管理者は、あらかじめ教育委員会の承認を得て休館日を変更することができます。

※休館日に図書館が開館しているときは、飯山総合学習センターの開・施錠及び施設管理業務を行ってください。

(2) 開館時間

午前9時から午後9時30分まで

※指定管理者は、あらかじめ教育委員会の承認を得て開館時間を変更することができます。

(3) 使用許可

使用許可是、丸亀市飯山総合学習センター条例及び同条例施行規則に基づき、公平かつ公正に行っていただきます。

なお、丸亀市飯山総合学習センター条例第5条第3項各号のいずれかに該当するときは、許可をしないでください。

(4) 許可の取り消し及び入場の制限等

丸亀市飯山総合学習センター条例第5条第4項各号のいずれかに該当するときは、施設等の使用の許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は施設等の使用を中止させることができます。

また、同条例第6条第1項各号のいずれかに該当する者に対しては、飯山総合学習センターへの入場を拒否し、又は退去させることができます。

スク分担を決定するものとします。

8. 業務委託の制限

指定管理者は、本業務を一括して第三者へ委託し、又は請け負わせてはいけません。

ただし、あらかじめ委託者の承認を受けた場合は、指定管理者の責任において、業務の一部を第三者へ委託又は請け負わせることはできます。

9. 指定管理者の募集

(1) 応募資格

指定管理者に応募することができるものは、法人その他の団体（以下「団体等」という。）でなければなりません。また、管理業務を効果的かつ効率的に行うために必要がある場合は、複数の団体等が共同して応募することもできます。

その他の応募資格は、募集要項で公表します。

(2) 募集期間

応募の受付期間は、令和5年9月20日(水)から令和5年10月13日(金)までを予定しています。

(3) 応募書類

以下の書類を想定しています。なお、詳しくは募集要項で公表します。

- ①指定申請書
- ②事業計画書
- ③収支予算書
- ④定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- ⑤法人にあっては、当該法人の登記簿謄本等

10. 指定管理者候補者の選定

(1) 選定方法

教育委員会は、あらかじめ丸亀市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例第4条の2に規定する指定管理者選定委員会の意見を聴いたうえで、指定管理者候補者を選定します。

(2) 選定基準

指定管理者候補者の選定にあたっては、指定管理者選定委員会において丸亀市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例第4条に定める選定基準により総合的に審査します。

【選定基準（丸亀市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例第4条より抜粋）】

- (1) 事業計画書の内容が利用者の平等な利用を確保できることであること及びサービスの向上が図られるものであること。
- (2) 事業計画書の内容が当該事業計画書に係る施設の適切な維持及び管理を図ることができるものであること並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、申請のあった施設の性質又は目的を達成するために十分な能力を有しているものであること。

(3) 指定管理者選定委員会での審査方法

募集要項で公表します。

(4) 選定結果の通知及び公表

教育委員会は、指定管理者の候補者を選定したときは、その結果を応募したすべての申請者に書面で通知するとともに、市のホームページにて公表します。

11. 指定管理者の指定

指定管理者の指定は、指定管理者候補者を飯山総合学習センターの指定管理者とする旨の議案を、令和5年丸亀市議会12月定例会に提出し、議決を経て行う予定です。

12. 協定の締結

市と指定管理者は、指定の期間を通して管理業務等の内容を定める協定を締結するものとします。協定の締結にあたって、市及び教育委員会と指定管理者は、指定管理者の指定後速やかに、協定の内容その他指定管理者が行う管理業務に必要な事項を協議するものとします。

13. 窓口（問合せ先）

担当部署	丸亀市市民生活部生涯学習課
担当者名	後藤 幸功
住 所	〒763-8501 香川県丸亀市大手町二丁目4番21号
電話番号	0877-35-7628
Fax番号	0877-25-2409
E-mail	shogai-k@city.marugame.kagawa.jp

この実施方針に関し、ご意見は、令和5年9月15日（金）までに上記担当者へお願いします。

別紙

飯山総合学習センター リスク分担表

分類	内 容	負 担 者	
		市又は 教育委員会	指定管理者
法令変更リスク	本事業に係る根拠法令の変更、新たな規制立法の成立	<input type="radio"/>	
	本事業のみならず、広く一般的に適用される法令の変更や新規立法の成立		<input type="radio"/>
税制変更リスク	消費税の税率変更に伴う経費の増加	<input type="radio"/>	
	上記以外の広く一般的に適用される税制、税率の変更に伴う経費の増加		<input type="radio"/>
許認可リスク	市が取得すべき許認可の取得に関するリスク	<input type="radio"/>	
	指定管理者が取得すべき許認可の取得に関するリスク		<input type="radio"/>
第三者賠償リスク (※)	指定管理者に起因する事故により第三者に損害を与えた場合（管理者として注意義務を怠った場合を含む）の示談交渉及び損害賠償※		<input type="radio"/>
	市に起因する事故により第三者に損害を与えた場合の示談交渉及び損害賠償	<input type="radio"/>	
	上記以外のもの	(両者の協議による)	
物価変動リスク	物価変動に伴う経費の増加		<input type="radio"/>
金利変動リスク	金利変動に伴う経費の増加		<input type="radio"/>
政策変更リスク	市の政策変更による事業の変更・中断・中止等事業への影響	<input type="radio"/>	
住民対応リスク	施設の設置や存廃に係る住民対応	<input type="radio"/>	
	施設の管理・運営に係る住民対応		<input type="radio"/>

不可抗力（暴風、豪雨、暴動等市、教育委員会又は指定管理者のいずれの責めに帰すことのできない自然的又は人為的現象）リスク	不可抗力による施設・設備の損害（指定管理者が整備した施設・設備は除く）	○	
	不可抗力により第三者へ与えた損害（自主事業に係る部分を除く）	○	
自主事業リスク	自主事業の実施及び運営に係るリスク		○
需要変動リスク	利用者数などの需要変動		○
	施設の構造上及び市の帰責事由による事故・火災等での施設・設備の損傷	○	
施設損傷リスク	指定管理者の管理瑕疵など指定管理者の帰責事由による事故・火災等での施設・設備の損傷		○
	第三者の行為から生じたもので相手方が特定できない損傷	(両者の協議による)	
	指定管理者の管理瑕疵による維持管理費の増大		○
維持管理リスク	市又は教育委員会の指示事項による維持管理費の増加以外を要因とする維持管理費の増大		○
業務終了時の手続関連	業務終了時の施設の原状復帰及び手続きに関する諸費用の発生		○
休館（貸館休止含む）等要請リスク（新型コロナウイルス等）	新型コロナウイルス感染拡大等により、市又は教育委員会の指示事項による休館（貸館休止含む）を要因とする利用料収入等の著しい減少	(両者の協議による)	

※ 第三者賠償リスクについては、市の加入している「全国市長会 市民総合賠償保証保険」でてん補される保険金額の範囲以内の損害賠償は、その保険を用いることができる。